議長ティータイム

日時:令和4年4月6日(水)午後3時~

場所:議長執務室

1 今定例会を振り返って

(議長)

皆様こんにちは。これより 2 月の定例会後のティータイムを開催させていただきます。今日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。ティータイムを始める前に、今年度から新しい県議会事務局長山城貴子さんの御挨拶をお願いします。

(局長)

4月1日付けで沖縄県議会事務局長を拝命いたしました山城と申します。

県議会のほうは初めてということで緊張していますが、新しい仕事を楽しみ ながら精一杯務めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長)

私のほうから先に少し今定例会を振り返っていくと、まず今定例会で可決された意見書等について、ロシア連邦によるウクライナ侵攻の早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求める決議、この件についてはですね、開会中ではあったのですが、ロシアのウクライナ侵攻も始まってですね、その間、与野党で、本会議を進めながら、自民党の案をベースにまとめていただいて3月2日の本会議において、全会一致をもって可決されました。同決議は、3月10日にロシア大使館宛に発送いたしました。

次に、那覇港施設向けの在沖米海兵隊の訓練に関する意見書・決議でございます。去る2月8日から13日までの6日間、那覇港湾施設に米軍が訓練を行った事を受け、与党会派所属議員から意見書及び抗議決議、沖縄・自民党会派所属議員から那覇軍港での訓練についての意見書が提出されました。最終本会議では、結果的に与党会派所属議員から提出された「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書」及び「同抗議決議」が賛成多数で可決されました。

次に、令和 4 年度当初予算審査については、今度の予算特別委員会から知事 への総括質疑の定例化が決定され、各常任委員会から提起された総括審議項目 の中から、予算特別委員会の中で知事に対して総括質疑が行われました。予算特別委員会では沖縄・自民党所属委員から提出された甲第 1 号議案 の修正案は 賛成少数で否決され、原案について採決された結果、甲第 1 号議案令和 4 年度 沖縄県一般会計予算については全会一致、沖縄・自民党、公明党、無所属の会 の所属委員は退席ということで原案可決されたところでございます。

その後、令和 4 年度沖縄県一般会計予算の執行にあたっては、「コロナ禍に加え、円安及びウクライナ情勢の悪化などを背景としたエネルギーや穀物の価格高騰に伴い、大きな影響を受けている県民生活や畜産業界をはじめとする各種業界への支援を強化すること」という点に留意し、事務の執行に努めることとする内容の附帯決議が提起され、全会一致で甲第 1 号議案に附帯決議を付す事が決定されたところでございます。

次にその他、先ほど御挨拶頂きました、初の女性事務局長の山城貴子さんに 就任していただいております。令和 4 年度定期人事異動について県議会事務局 に山城貴子さん、前労働委員会事務局参事監兼事務局長が就任いたしました。 山城さんは筑波大学卒業後、平成 3 年に沖縄県に入庁、平和・男女共同参画課長、 文化スポーツ総括監等を経て現職、沖縄復帰の日に発足し 50 周年を迎える沖縄 県議会において初の女性の事務局長就任となっております。

また、今回の人事異動で県議会事務局職員 43 名のうち女性職員は前年度比 3 名増の 14 名、32.5 %の割合となっております。

次に、沖縄県議会建議書についてですけれども、令和4年3月25日の各派代表者会において、沖縄・自民党から協議の申し入れがあり、同日協議を実施しました。各会派からは、復帰50周年の節目に県民代表機関である我々県議会が何らかの意志を示していくことは、取り組んでもよいといった声や、起草委員会などを立ち上げるのがふさわしいといった声、活発に議論してきたものを示すのも大事だという声といった、いろいろな案が出ていますが今のところまだ方針は決まっておりません。

来週の14日に代表者会議を開いて、今現在は各会派に持ち帰りとなっていますので、その件についてはどうするのかを決めていこうと思っております。

次に、知事の予算総括質疑の制度化についてですけれども、議会運営委員会において、予算特別委員会における現行の調査依頼方式から試行的に集中審査方式を導入してはどうかとの提起があり検討を行った結果、各会派の意見が一致する事はできませんでしたが、「予算議案の審査などに関する基本的事項」の3項目について、見直しを行いました。

見直しの1つに、知事などに対し改めて質疑が必要とされる事項を「総括質疑」と定め、審査の最終日に当初予算について大局的な観点から総括質疑を行うため、知事等の出席を必須化しました。

これによって、知事が 2014 年(平成 26 年仲井眞知事)以来の 8 年ぶりに、予算特別委員会に出席しましたということが今回 2 月定例会の主な内容になります。まずはこの内容について質問がありましたら、順次どうぞお願いします。

(記者)

県議会の建議書について、5月15日と迫っている中で3月の末に提案があったというそのタイミングというものはどのように思っていらっしゃいますか。

(議長)

2月議会終盤のほうにこれが提出され、沖縄・自民党さんからは2月議会の間に何とかやりたいという話があり、各会派からは最初は意義はあるのではないかという声がありました。しかし、会派で相談しないといけなかったり、また中身などについても幾つか御意見があったりしました。あと、起草委員会をつくったほうがいいのではないかなどいろいろな御意見が出ました。代表者会をもう一度開くとまた時間が足りないとのことでしたので、今回は少し時間をおいてですね、来週、この件について議論します。

知事側でも、議会の代表・一般質問などで建議書について議論の質問が出ていますので、その件については県民から意見を募るということをおっしゃっているということもあります。ただ、議会が二元代表制を担っているので、これについての反対意見は特に今のところ出ていません。ただ、来週の代表者会議で、例えば一定の方向性でやっていこうとなるとどういうことになるのかということの議論になると思いますが、基本的には全会一致にならないとなかなか難しいのかなとは思います。

(記者)

かなりバタバタされますね。

(議長)

知事の建議書についても、5月 15 日までに間に合うかもよく分からないところです。

例えば、屋良建議書を見てはいるんですけれども、県民の意見を聞く、一方で、この県議会の建議書とは別で、知事が出す建議書については県議会は何もしなくてよいのかという話に本来はなると思います。要するに、県民の意見はきくけど、最高議決機関である議会、この件については議決事項ではないのですが、議会の意見というものを、私個人的にはしっかり検討すべきではないかなと思っております。その兼ね合いも多少あると思っていますので、別々に建議書を出すのかというその件については、県民の意見を聞くという以上は、や

はり県議会の意見も多少なりとも聞いたほうがいいのではないかなというのが 私の考えです。

(記者)

議会で議決するとすれば決議や意見書などという形になると思うのですが、 議長がおっしゃられたように建議書としてまとめるのであれば恐らくそれは議 決事項ではないですよね。

(議長)

実は建議書を議会で出したことはないので、基本はおっしゃるように決議なのか意見書なのか、ただ、どういうことなのか辞書で調べると、建議書というのはやはり「意見を述べる」ということなので、建議書というのは決議なのか意見書なのか、あるにせよそういう形で自民党さんから出されています。

(記者)

やはりこの法律に基づいた決議や意見書等というのを決議するのが議会。その法律に基づいて議会のできることを考えると、その「建議書」という名前にとらわれて、もしもこれで議決できればいいんですけれど、それを全会一致でやりましょうということを決めるよりは、決議や意見書などのほうが議会の機能としてはよいのではないかなと個人的には思ったりするのですが議長はどう思われますか。

(議長)

ちょっとそのあたりは、基本的に、これは議長の案として集めている訳ではななく自民党さんから具体的に案が出ていますから、その件については自民党さんとも相談をしています。正直初めての例なので、ではこれをどう扱うかとなったときに、代表者会をまず開いて、今みたいな議論がもしかしたらそこから出るかもしれませんし、今のところは、建議書について県議会の覚悟も含めて、そういう形で出されているのでそういうところを、1回目説明をしてはいるんですけれど、今後はどういう議論になるのか、また各会派からの御意見を承っていきたいと思っています。

(記者)

分かりました。ありがとうございます。

(記者)

建議書なり決議なりですけれども、やはり全会一致というものが望ましいも のなんですか。

(議長)

基本的に私は代表者会議を開いて各意見を聞くので、建議書そのものは個人的な意見を言うと、やはり全会一致がいいと思っております。ばらばらなことを出すことが果たしてよいのかどうか、ですから代表者会議でまとまらない場合に私のほうで議長としてまとめることは難しいのではないかと思っています。

例えば、幾分何名かがやりたいということでも、これは議会の総意になるので、全会一致で出していこうとなると、そういうことをまとめになると思いますので、そこが割れている段階で私がまとめるのは難しいのではないかと思っています。

(記者)

知事を呼ぶことが制度化された総括質疑があるんですけれど、初めて今回行われた質疑を見ていると、各会派、特に少数会派の持ち時間が短くて、知事をせっかく呼んでいるのに、なかなか深い議論になっていないなというのを感じました。その辺の時間配分や総時間などの見直しといった必要性などはどのように感じられましたか。

(議長)

私もですね、今回のこの制度化は良い改革だと思っています。今までは数によって知事が呼ばれたり呼ばれなかったりしたものを、やはり知事が改めて出席するという制度化にするということ自体は、いいことだと思っています。

やはり県民にとって一番大事なのは予算ですからね。その中で要するに、形としてちゃんと議論として、最低限これぐらいの時間がなけれがやはり議論にはならないねといった議論があるとするならば、そこはまた議論の余地があるのでないかと私は思います。

県民の立場に立つと、この限られた時間が果たしてやりとりとして最低限保 障はされるのかということの議論は、もしかしたら増えるかもしれないですね。

そこはまた各会派の考え方も出てくると思いますので、そこについては特に 少数会派の皆さんがどう判断するのか、議論の余地はあるかもしれないですね。

(記者)

ありがとうございました。事務局の女性職員の割合は他の部局と比べて高い のですか。

(議長)

他の部局との比較は把握していないので早めに調べておきます。

(記者)

ありがとうございます。

あと一つ、14 日の代表者会議で、議会として建議書をつくるということは、 方向性としては決まる見通しなのでしょうか。

(議長)

代表者会議なので皆さんが何をいうかは私には想定がつかないのですが、少なくとも過去2回まではやらなくてもいいという意見は私はないと思っているんですね。

ただ、中身をちゃんと生み出すようないろいろな議論にはまだ入っていなくて、各会派での議論はまだですという話になったので、そこでじゃあ一旦持ち帰りましょうということにしたのです。議論がいろいろと混ざっていく中ではあまり進められないので、そこで少し今回は時間をおいて、来週の 14 日に各会派の御意見をある程度方向性としてまとめていこうということです。

(記者)

各会派の方向性次第ということですか。

(議長)

方向性が定まらないと、ベクトルが一緒じゃないと難しいので、まずそこを 確認しようと思っています。

(記者)

建議書はまとまるのでしょうか。正直言って、復帰 50 周年式典まで後 1 か月 ちょっとじゃないですか。この前の本会議の途中でひらいた話合いもまだ途中で、各会派の中でそれぞれ距離がある中で、建議書なのか宣言なのか決議なのか何をつくるのかということさえもまだ共通認識にない中で、全会一致でというのは、日程的に考えても、5.1 5 の前にというのはなかなか厳しいのでないかというのが正直私の思うところです。ただそれは、県議会の皆様がどれぐらいつくりたいかによっても変わってくると思うのでそのあたりはどのようにお

考えですか。

(議長)

その件については来週また代表者会議があります。一旦持ち帰っているので、 今度はどうしますかと持ち帰る時間をそれはもう2回も与えているので、そこ で方向性が出るか出ないかということでありますね。

建議書の5月15日という期限をここで決めるのだったらいいけれど、別に5月15日までにつくらないといけないという議論すらまだ決まってはいないのです。もっと言うと、県知事も5月15日までにつくるとは私は思えないのですが、私も基本的には5月15日までにつくるのが筋だと、つくるんだろうなと思っていたら、何となくそれが見えてこないですし、なので、知事は建議書をつくると言ってはいるが、議会側はその方向性すら決まっていないので何とも言えないところですね。

またもう一つは、屋良建議書ではいろいろときめ細かい部分がありますよね。では、この屋良建議書と県議会は同じかというと、今回出されたものは、2枚ぐらいの紙ですよね。なので私の個人的な意見でいうと、県知事が出すようなものと県議会が出すものでは少し違うのではないかなということです。屋良建議書を意識して、あんなにきめ細かく全部やるとなるとそんな時間全くないですよね。

県議会は、二元代表制なので、県議会の一つのある程度の覚悟とかそういった方向性になるので、知事が出すもののようにあんまりきめ細かくするものと一緒にしては考えないほうがいいのではないとかいう私個人の考えはあります。

建議書というと、屋良建議書というのが一番最初に浮かぶので、あれを知事側も議会側もお互いに意識して出すとなるとむしろ混乱するのではないかなと思います。なのでそこの違いは出るのではないかと思います。議会も建議書でいいのかどうかという議論も出るかもしれません。

(記者)

屋良建議書のときは、返還協定や沖振法など全然決まってない中で、こういう制度を望みますというものがまさに建議だと思うのですが、要は、何も決めようとしていない中で今回のこれは宣言なのでしょうか。

(議長)

おっしゃるような知事の建議書などとは違うとは思うんですね、ただ、復帰 50 周年の節目なので、議会は議会として、議会の意志を出したほうがいいんじゃないかということも否定することではないと思います。

ただ、やはり屋良建議書をベースにするとなると、私だったら、本気でやるのであれば普通だったら一、二年前ぐらいから準備したほうがいいと思います。この 50 年は、何が問題だったのかということをもう 1 回きちんと検証すべきだと思います。そこが今年になってこの建議書の話がでてきたので県議会のものはそこまで細かい議論には入っていないですね。

辞書で「建議書」と引くと、「意見を述べる」という非常にシンプルな書き方なので、こういう意見が出るというのは、扱いとしてもかなり悩みどころです。

ではこの辺でよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。